

遊泳用プールの管理 — 遊泳用プールの衛生基準 —



本基準は、多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から、都道府県、政令市及び特別区において、プールの管理者等に対する指導の指針とするため、水質基準、施設基準及び維持管理基準を定めるものである。また、プールの安全に関しては、「プールの安全基準指針」(平成 19 年 3 月文部科学省及び国土交通省策定)による。 —「遊泳用プールの衛生基準について」より抜粋—

プール水の定期水質検査について

1. 検査項目と判定基準

*プール水の原水に海水または温泉水を使用しているものは特例あり

検査事項	判定基準
水素イオン濃度	pH値 5.8 以上 8.6 以下であること
濁度	2 度以下であること
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下であること
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上であること また、1.0mg/L 以下であることが望ましい
二酸化塩素濃度	0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下であること
亜塩素酸濃度	1.2mg/L 以下であること
大腸菌	検出されないこと
一般細菌	200CFU/mL 以下であること
総トリハロメタン	おおむね 0.2mg/L 以下であることが望ましいこと

(注)：塩素消毒の場合は遊離残留塩素濃度、二酸化塩素による消毒を行う場合には二酸化塩素濃度および亜塩素酸濃度を検査

2. 検査頻度

遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中 1 回以上、午後 2 回以上の測定（このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい）。水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌は毎月 1 回以上。総トリハロメタンは毎年 1 回以上の測定（通年営業、夏季営業のプールは 6～9 月、それ以外の時期に営業するプールは水温が高めの時期に行う）。汚染負荷量が大きい場合（利用者多数など）には水質検査の回数を適宜増やす。

3. 試料採水地点

短形のプールでは、プール内の対角線上のほぼ等間隔の位置で、3 か所以上の水面下 20cm の地点及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とする。それ以外の形状のプールでは、これに準じてプールの形状に応じた適切な地点とすること。

4. その他

気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

出典：遊泳用プールの衛生基準について（厚生労働省）

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、大塚**（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、338）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

